

（事故情報計測・記録装置）

第70条の2 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、保安基準第46条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準とする。ただし、第2号に掲げる自動車のうち車両総重量12t以下のものであって、協定規則第169号の規則4. 1. 後段の基準に適合するものについては、第2号中「協定規則第169号の規則1. 4. 及び5. に定める基準」とあるのは、「協定規則第160号の規則1. 4. 及び5.（5. 4. を除く。）に定める基準並びに協定規則第169号の規則5. 4. に定める基準」と読み替えることができるものとする。

- 一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3. 5t以下の自動車 協定規則第160号の規則1. 4. 及び5. に定める基準
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車 協定規則第169号の規則1. 4. 及び5. に定める基準